

令和 8 年 1 0 月 2 日
防 衛 省

自衛隊法第 6 5 条の 1 1 第 5 項の規定に基づく自衛隊員の再就職
状況の報告（令和 8 年 4 月 1 日～同年 6 月 3 0 日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）が、離職後 2 年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和 8 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号）第 6 5 条の 1 1 第 5 項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙 1 及び別紙 2 により公表します。

※ 自 衛 官：1 等陸佐、1 等海佐又は 1 等空佐以上の者（自衛官俸給表の 1 等陸佐、1 等海佐及び 1 等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者に限る。）

事務官等：行政職俸給表（一） 7 級以上の者又はこれに相当する者（行政職俸給表（一） 7 級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者に限る。）

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室
電話：0 3－3 2 6 0－0 8 1 2（直通）

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和8年4月1日～同年6月30日分)

[届出区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項 の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項 の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項 の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	33	1	41	75

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

再就職先 区分 府省等名	国又は地方 公共団体の 機関	独立行 政法人	国立大学 法人	特殊法人	認可法人	公益社団法 人又は公益 財団法人	一般社団法 人又は一般 財団法人	学校法人、 社会福祉法 人又は更生 保護法人	その他の非 営利法人	営利法人	自営業	その他	合計
防衛省	18	2	-	-	-	1	6	1	6	39	2	-	75

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告
(令和8年4月1日～同年6月30日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無 (注4、5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	阿部 智康	58	航空自衛隊西部航空方面隊司令部幕僚長	R8.2.25	R8.4.10	航空自衛隊西部航空方面隊司令部幕僚長	R8.2.25	R8.5.15	隊務の掌理及び監督指導	R8.5.15	R8.5.18	朝日生命保険相互会社	保険業	顧問(囑託)	無	有
2	佐藤 薫	58	航空自衛隊第1航空団副司令	R8.2.25	R8.5.11	航空自衛隊第1航空団副司令	R8.2.25	R8.5.18	隊務の掌理、管理監督	R8.5.18	R8.11.1	株式会社IHI	ジェットエンジン・ガスタービンエンジンの組立、修理等	主幹	無	有
3	富崎 秀樹	58	航空自衛隊航空支援集団司令部(第3輸送航空隊司令兼 美保基地司令)	R8.4.9	R8.5.11	航空自衛隊航空支援集団司令部	R8.4.9	R8.5.26	航空支援集団司令官の補佐、司令部各部に対する助言	R8.5.26	R8.9.1	株式会社IHI	ジェットエンジン・ガスタービンエンジンの組立、修理等	主幹	無	有
4	櫻井 猛	57	海上自衛隊下総航空基地隊司令	R7.6.19	R8.3.25	海上自衛隊下総航空基地隊司令	R7.6.19	R8.6.12	隊務統括	R8.6.12	R8.7.1	株式会社SUBARU	自動車、航空機及びその部品の設計、製造、修理、販売等	部長付	無	有
5	吉田 太郎	58	海上自衛隊下総教育航空群司令	R7.11.20	R8.5.13	海上自衛隊下総教育航空群司令	R7.11.20	R8.6.22	隊務総括	R8.6.22	R8.7.1	大成建設株式会社	総合建設業	安全本部主査	無	有
6	上嶋 久典	58	航空自衛隊第2補給処十条支処長 兼 十条基地司令	R8.2.25	R8.4.23	航空自衛隊第2補給処十条支処長 兼 十条基地司令	R8.2.25	R8.6.26	隊務の掌理及び基地業務の監督指導	R8.6.26	R8.11.1	一般社団法人日本防衛装備工業会	防衛装備品等に関する調査及び研究等	業務部長	無	有
7	大江 保友	57	海上自衛隊中央業務会計隊付(防衛研究所教育部長)	R8.2.16	R8.6.18	①防衛研究所教育部長 ②海上自衛隊中央業務会計隊付	①R8.2.16 ②R8.5.11	①R8.5.10 ②R8.6.30	①防衛研究所が実施する教育にかかる事務に対する管理・監督 ②特に命ぜられた事項	R8.6.30	R8.7.1	独立行政法人航空大学校	航空従事者の育成	操縦教員(契約職員)	無	無
8	壁島 栄一	58	航空自衛隊航空開発実験集団司令部監理監察官	R8.4.7	R8.5.21	航空自衛隊航空開発実験集団司令部監理監察官	R8.4.7	R8.7.9	隷下部隊に対する監査の実施及び改善の促進に関する業務	R8.7.9	R8.7.27	新東亜交易株式会社	海外製品の輸入、販売	航空・艦船部顧問(囑託)	無	有
9	大賀 康弘	58	海上自衛隊横須賀教育隊司令	R7.8.27	R8.5.11	海上自衛隊横須賀教育隊司令	R7.8.27	R8.7.10	隊務統括	R8.7.10	R8.8.1	日本発条株式会社	自動車関連部品の製造	企画管理本部総務部管理職	無	有
10	井上 貴嗣	58	海上自衛隊小月教育航空群司令	R7.12.18	R8.6.11	海上自衛隊小月教育航空群司令	R7.12.18	R8.7.28	隊務統括	R8.7.28	R8.8.1	川崎重工業株式会社	航空宇宙、鉄道車両、船舶・海洋、エネルギー・環境、モーターサイクル&エンジン、精密機械・ロボット、防衛関連事業	岐阜工場基幹職(囑託社員)	無	有
11	米良 憲一郎	58	陸上自衛隊西部方面混成団副団長	R8.2.6	R8.3.6	陸上自衛隊西部方面混成団副団長	R8.2.6	R8.7.30	団長の補佐に関する業務	R8.7.30	R8.7.31	一般財団法人防衛弘済会	自衛隊員及び家族等に対する福利厚生及び公益事業等	九州支部次長兼 九州担当物資販売事業課長	無	有
12	猪森 聡彦	57	防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官(海上担当)	R7.10.8	R8.5.20	防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官(海上担当)	R7.10.8	R8.7.31	室務掌理	R8.7.31	R8.8.1	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	回転翼並びにその部品、整備、訓練の販売等に関する企画、開拓業務	サービスマネジメント(契約社員)	無	有
13	田光 智行	56	海上幕僚監部人事教育部援護業務課長	R8.3.10	R8.5.25	海上幕僚監部人事教育部援護業務課長	R8.3.10	R8.7.31	再就職支援に係る各種施策の実施	R8.7.31	R8.8.1	自営	キャリア支援	—	無	無
14	中野 聡	57	海上自衛隊第2潜水隊群司令	R7.5.19	R8.6.16	海上自衛隊第2潜水隊群司令	R7.5.19	R8.7.31	隊務統括	R8.7.31	R8.8.1	デロイトトーマツサイバー合同会社	コンサルティング	シニアマネージャー	無	有
15	三浦 則文	57	海上自衛隊水上訓練指導群司令	R8.1.21	R8.6.16	海上自衛隊水上訓練指導群司令	R8.1.21	R8.7.31	隊務統括	R8.7.31	R8.8.1	ジャパンマリンユナイテッド株式会社	船舶の製造、修理業等	顧問(囑託社員)	無	有

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 （注１）	再就職の約束 をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容（注１）				離職日	再就職日 （注２）	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先にお ける地位	求職の承認 の有無 （注３）	防衛大臣又は 官民人材交流 センターの援助 の有無（注 ４、５）
						官職又は階級	在職期間		職務内容							
							自	至								
16	水廣 佳典	50	情報本部情報官	R8. 3. 13	R8. 5. 8	情報本部情報官	R8. 3. 13	R8. 7. 31	情報本部における政策支援	R8. 7. 31	R8. 8. 1	日本電気株式会社	サイバーセキュリティ事業戦略リード	上席プロフェッショナル	無	無
17	井川 賢一	57	陸上自衛隊会計監査隊長	R8. 6. 2	R8. 6. 15	陸上自衛隊会計監査隊長	R8. 6. 2	R8. 8. 1	隊務統括及び隊本部事務の掌理	R8. 8. 1	R8. 8. 2	カナデピア株式会社	環境・エネルギー・インフラ分野の総合エンジニアリング	防災部長	無	無
18	河野 淳司	57	陸上自衛隊東部方面混成団第48普通科連隊長	R7. 11. 10	R8. 5. 26	陸上自衛隊東部方面混成団第48普通科連隊長	R7. 11. 10	R8. 8. 1	第48普通科連隊の指揮・監督に関する業務	R8. 8. 1	R8. 8. 2	一般財団法人防衛弘済会	自衛隊員及び家族等に対する物資及びサービスの提供等	施設管理部長	無	有
19	小島 茂	57	陸上自衛隊第7師団第7後方支援連隊長	R8. 2. 2	R8. 3. 12	陸上自衛隊第7師団第7後方支援連隊長	R8. 2. 2	R8. 8. 1	第7後方支援連隊の指揮・監督	R8. 8. 1	R8. 8. 1	岩田地崎建設株式会社	建設業等	調査役（囑託）	無	有
20	佐藤 和之	57	陸上自衛隊西部方面総監部総務部長	R7. 11. 13	R8. 3. 27	陸上自衛隊西部方面総監部総務部長	R7. 11. 13	R8. 8. 1	総務部長に関する業務	R8. 8. 1	R8. 9. 1	デロイトトーマツスペースアンドセキュリティ合同会社	宇宙及び安全保障関連コンサルティング業等	シニアマネジャー	無	有
21	田子 和明	57	陸上自衛隊東部方面総監部監察官	R8. 2. 12	R8. 5. 11	陸上自衛隊東部方面総監部監察官	R8. 2. 12	R8. 8. 1	監察に関する業務、苦情処理に関する業務、総監部幕僚業務	R8. 8. 1	R8. 9. 1	株式会社IHI	建設機械・航空エンジン・プラントの製造・販売等	事業領域顧問	無	有
22	田中 奈津夫	57	東海防衛支局次長	R8. 4. 13	R8. 5. 11	近畿中部防衛局東海防衛支局次長	R8. 4. 13	R8. 8. 1	東海防衛支局長の補佐、支局の事務（装備課及び岐阜防衛事務所の所掌に属する事務）整理	R8. 8. 1	R8. 8. 14	株式会社小坂鉄工所	航空宇宙産業の金属部品の機械加工	御嵩工場部品検査係	無	有
23	富吉 直樹	58	陸上自衛隊後方支援学校武器科部副部長	R8. 3. 19	R8. 5. 2	①陸上自衛隊武器学校副校長 兼 企画室長 ②陸上自衛隊後方支援学校武器科部副部長	①R8. 3. 19 ②R8. 3. 23	①R8. 3. 22 ②R8. 8. 1	①武器学校校務運営全般に係る学校長の補佐及び企画業務の統括 ②武器科部部務運営全般に係る武器科部長の補佐	R8. 8. 1	R8. 8. 1	トヨタ自動車株式会社	自動車の生産・販売	幹部職	無	有
24	中村 宗一郎	57	防衛研究所戦史研究センター戦史研究室主任研究官	R7. 10. 7	R8. 1. 16	防衛研究所戦史研究センター戦史研究室主任研究官	R7. 10. 7	R8. 8. 1	戦史に関する調査・研究	R8. 8. 1	R8. 8. 2	防衛省職員生活協同組合	長期生命共済事業の掌理	本部参事長期生命部長	無	有
25	柳本 誠	58	航空自衛隊西部航空警戒管制団副司令	R8. 1. 26	R8. 4. 20	①航空自衛隊西部航空警戒管制団基地業務群司令 ②航空自衛隊西部航空警戒管制団副司令	①R8. 1. 26 ②R8. 5. 20	①R8. 5. 19 ②R8. 8. 1	①基地業務に関する管理監督等 ②司令の補佐及び司令部における監督指導	R8. 8. 1	R8. 9. 1	一般財団法人自衛隊援護協会	退職自衛官の無料職業紹介等	上席主幹	無	有
26	高橋 邦英	58	航空自衛隊作戦システム運用隊作戦システム管理群司令	R8. 6. 2	R8. 6. 29	航空自衛隊作戦システム運用隊作戦システム管理群司令	①R8. 6. 2	①R8. 8. 7	隊務の掌理、管理監督	R8. 8. 7	R8. 8. 8	日本電気株式会社	ITシステム、ネットワークシステムの提供等	シニアプロフェッショナル（囑託）	無	有
27	松浦 幸一	58	海上自衛隊厚木航空基地隊付（海上自衛隊呉教育隊司令）	R7. 6. 23	R8. 5. 20	①海上自衛隊呉教育隊司令 ②海上自衛隊厚木航空基地隊付	①R7. 6. 23 ②R8. 7. 31	①R8. 7. 30 ②R8. 8. 10	①隊務統括 ②特に命ぜられた事項	R8. 8. 10	R8. 8. 31	東京航空計器株式会社	航空・宇宙機器、産業機器等の製造、販売、メンテナンス等	常勤顧問	無	有
28	廣谷 雅臣	58	情報本部総務部	R7. 10. 7	R8. 2. 6	①情報本部総務部 ②情報本部総務部付	①R7. 10. 7 ②R8. 8. 1	①R8. 7. 31 ②R8. 8. 12	①情報本部に関する業務 ②情報本部に関する業務	R8. 8. 12	R8. 8. 13	旭日産業株式会社	産業資材販売事業	総務室長	無	有
29	北原 浩一	58	海上自衛隊航空集団司令部付（海上自衛隊厚木航空基地隊司令）	R8. 1. 16	R8. 5. 20	①海上自衛隊厚木航空基地隊司令 ②海上自衛隊航空集団司令部付	①R8. 1. 16 ②R8. 5. 29	①R8. 5. 28 ②R8. 8. 13	①隊務統括 ②特に命ぜられた事項	R8. 8. 13	R8. 8. 14	株式会社有電社	通信設備、情報システムの提供	顧問	無	有
30	東 征一郎	58	航空自衛隊航空教育隊第1教育群司令	R8. 3. 9	R8. 4. 16	航空自衛隊航空教育隊第1教育群司令	R8. 3. 9	R8. 8. 17	航空教育隊司令を補佐及び新規採用隊員に対する教育の指揮監督	R8. 8. 17	R8. 9. 1	三菱重工株式会社	航空機、宇宙機器及び飛行体の製造、販売及び修理	顧問（囑託）	無	有
31	富松 智洋	58	海上自衛隊佐世保艦隊基地隊付（海上自衛隊補給艦ましゅう艦長）	R8. 1. 28	R8. 6. 4	①海上自衛隊補給艦ましゅう艦長 ②海上自衛隊佐世保艦隊基地隊付	①R8. 1. 28 ②R8. 7. 27	①R8. 7. 26 ②R8. 8. 18	①隊務統括 ②特に命ぜられた事項	R8. 8. 18	R8. 8. 31	有人宇宙システム株式会社	国際宇宙ステーションにおける「きぼう」の運用・利用支援及び教育訓練等	主幹	無	有

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 （注１）	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容（注１）			離職日	再就職日 （注２）	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 （注３）	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無 （注４、５）	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
32	高口 拓二	58	航空自衛隊第13飛行教育団司令	R8. 4. 16	R8. 6. 4	航空自衛隊第13飛行教育団司令	R8. 4. 16	R8. 8. 20	隊務の掌理、管理監督	R8. 8. 20	R8. 9. 1	株式会社SUBARU	自動車、航空機、宇宙関連機器ならびにその部品の製造等	航空宇宙営業部長付	無	有
33	橋本 里緒	58	航空自衛隊航空医学安全研究隊航空安全推進部長	R8. 4. 9	R8. 5. 20	航空自衛隊航空医学安全研究隊航空安全推進部長	R8. 4. 9	R8. 9. 5	航空事故調査及び飛行安全教育に関する指導等	R8. 9. 5	R8. 10. 1	株式会社JALエンジニアリング	航空機の整備等	総務部員（嘱託）	無	有

- （注１）約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。
- ①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
 - ②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
 - ③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日
- 該当する日がなかった場合（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号）の施行日（平成30年１月１日）前に約束前の求職開始日があった場合を含む。）には、「約束前の求職開始日」欄に「－」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。
- （注２）「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。
- （注３）「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の３第２項第５号の規定に基づく承認をいう。
- （注４）「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第１項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。
- （注５）「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第２項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第18条の５第１項及び第18条の６（同項に係る部分に限る。）の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【 2. 自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職 開始日 （注 1）	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び 職務内容（注 1）			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先にお ける地位	求職の承認の 有無（注 2）	防衛大臣又は 官民人材交流 センターの援助 の有無（注 3， 4）	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
1	福島 邦彦	60	北海道防衛局長	—	—	—	—	R7. 8. 1	R8. 6. 22	公益財団法人防衛基盤整備 協会	防衛施設の建設に関する事業	理事	無	無	

- （注1） 離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。
①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日
該当する日がなかった場合（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号）の施行日（平成30年1月1日）前に離職前の求職開始日があった場合を含む。）には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「—」と記載している。
- （注2） 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。
- （注3） 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。
- （注4） 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6（同項に係る部分に限る。）の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【 3. 自衛隊法第65条の11第 4 項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 （注１）	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容（注１）				離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無（注２）	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無（注３、４）
					官職又は階級	在職期間		職務内容							
						自	至								
1	青木 健至	59	防衛省人事教育局長	—	—	—	—	—	R7. 8. 1	R8. 4. 1	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	駐留軍等に必要な労働力の確保	理事長	無	無
2	礪貝 晋一	57	海上自衛隊岩国航空基地隊司令	R7. 1. 15	海上自衛隊岩国航空基地隊司令	R7. 1. 15	R7. 8. 1	隊務統括	R7. 8. 1	R8. 4. 27	General Atomics Global Japan株式会社	無人航空機及び関連システムのマーケティング・現場でのサポート	マネージングディレクター	無	有
3	野崎 英二	57	陸上自衛隊中部方面混成団長兼 大津駐屯地司令	—	—	—	—	—	R7. 8. 1	R8. 4. 1	福井県庁	地方公務	防災安全部課長	無	無
4	三原 祐和	58	防衛医科大学校副校長（企画・管理担当） 併 防衛医科大学校事務局長	—	—	—	—	—	R7. 8. 1	R8. 4. 1	住友生命保険相互会社	保険業	顧問	無	無
5	吉田 圭秀	62	統合幕僚長	—	—	—	—	—	R7. 8. 1	R8. 4. 1	防衛大学校	国家公務	学校長	無	無
6	宇田 貞武	60	自衛隊中央病院付（自衛隊中央病院衛生資材部長）	—	—	—	—	—	R7. 9. 1	R8. 4. 1	医療法人和風会	医療業等	加世田病院薬剤師（非常勤）	無	無
7	千葉 修治	58	陸上自衛隊システム通信・サイバー学校直轄研究員（陸上自衛隊補給統制本部情報処理部長）	—	—	—	—	—	R7. 10. 11	R8. 4. 1	株式会社FFRIセキュリティ	サイバーセキュリティサービス	プロジェクト・マネージャー	無	無
8	大平 義隆	57	海上自衛隊補給本部艦船・武器部長	—	—	—	—	—	R7. 12. 1	R8. 4. 1	株式会社IHIエアロスペース	宇宙機器、防衛機器等の設計、製造、販売及び航空部品の製造、販売等	部長補佐（常勤嘱託）	無	無
9	濱岡 清隆	57	陸上自衛隊陸上総隊司令部監察官	R7. 8. 18	陸上自衛隊陸上総隊司令部監察官	R7. 8. 18	R7. 12. 1	監察に関する業務	R7. 12. 1	R8. 4. 1	警察庁	国家公務	警察庁長官官房会計課長補佐 兼 警備局警備運用部警備第三課付 兼 生活安全局生活安全企画課付	無	有
10	栗田 成雄	58	防衛医科大学校副校長（学生・防衛医学研究担当）	—	—	—	—	—	R7. 12. 16	R8. 4. 1	厚生労働省	国家公務	関東信越厚生局東京事務所指導医療官	無	無
11	平山 健一	59	自衛隊中央病院副院長 兼 企画室長	R7. 11. 14	自衛隊中央病院副院長 兼 企画室長	R7. 11. 14	R7. 12. 16	副院長として病院長の補佐及び企画室長として病院運営全般の指導	R7. 12. 16	R8. 4. 1	厚生労働省	国家公務	関東信越厚生局指導医療官（医科担当）	無	無
12	真殿 知彦	59	海上自衛隊横須賀地方総監	—	—	—	—	—	R7. 12. 16	R8. 4. 1	株式会社東芝	エネルギーシステム、インフラシステム、電子機器、デジタルソリューション事業	防衛・電波システム事業部エキスパート扱（嘱託）	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注１)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容（注１）				離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無（注２）	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無（注３、４）
					官職又は階級	在職期間		職務内容							
						自	至								
13	渡部 琢也	58	航空自衛隊第4航空団司令 兼松島基地司令	—	—	—	—	—	R7. 12. 16	R8. 4. 1	日本生命保険相互会社	生命保険業	特別営業顧問	無	無
14	渡邊 浩	59	海上自衛隊練習艦隊司令官	—	—	—	—	—	R7. 12. 16	R8. 4. 1	ダイキン工業株式会社	空調、化学、フィルタ事業	顧問（囑託）	無	無
15	岳本 宏太郎	58	海上自衛隊護衛艦隊司令部付（海上自衛隊補給艦ましゅう艦長）	R7. 8. 19	①海上自衛隊護衛艦隊司令部幕僚長付 ②海上自衛隊護衛艦隊司令部付	①R7. 8. 19 ②R7. 11. 5	①R7. 11. 4 ②R8. 2. 5	①特に命ぜられた事項 ②特に命ぜられた事項	R8. 2. 5	R8. 4. 1	損害保険料率算出機構	自賠責保険の損害調査業務等	損害調査業務職員	無	有
16	廣中 敬三	58	海上自衛隊中央業務会計隊付（海上自衛隊第2術科学校副校長）	—	—	—	—	—	R8. 3. 15	R8. 6. 1	株式会社新来島豊橋造船	鋼製船舶建造業	船渠長	無	無
17	倉田 一	57	陸上自衛隊東部方面総監部総務部長	R7. 10. 30	陸上自衛隊東部方面総監部総務部長	R7. 10. 30	R8. 3. 16	総務全般の管理監督に関する業務	R8. 3. 16	R8. 4. 1	千代田区役所	地方公務	政策経営部災害対策・危機管理担当部長（一般任期付職員）	無	有
18	鯨島 昭一	57	陸上自衛隊健軍駐屯地業務隊長	R7. 12. 5	陸上自衛隊健軍駐屯地業務隊長	R7. 12. 5	R8. 3. 16	健軍駐屯地業務隊の指揮・監督	R8. 3. 16	R8. 4. 1	霧島市役所	地方公務	危機管理監	無	有
19	篠田 光正	57	陸上自衛隊関西補給処総務部長	R7. 5. 12	陸上自衛隊関西補給処総務部長	R7. 5. 12	R8. 3. 16	総務に関する業務	R8. 3. 16	R8. 4. 1	愛知県庁	地方公務	防災安全局防災部災害対策課主任専門員（任期付職員）	無	有
20	畠山 義仁	57	陸上自衛隊仙台駐屯地業務隊長	R7. 12. 10	陸上自衛隊仙台駐屯地業務隊長	R7. 12. 10	R8. 3. 16	部隊指揮に関する業務	R8. 3. 16	R8. 4. 1	栃木県庁	地方公務	危機管理課主幹（特定任期付職員）	無	有
21	山本 幹二	57	陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部第4研究室長（陸上自衛隊中部方面情報隊長）	R7. 12. 2	陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部第4研究室長	R7. 12. 2	R8. 3. 16	軍事に関する研究業務	R8. 3. 16	R8. 4. 1	北区役所	地方公務	危機管理室副参事（災害対応力強化担当）	無	有
22	横山 裕之	57	陸上自衛隊中央業務支援隊副隊長	R7. 8. 4	陸上自衛隊中央業務支援隊副隊長	R7. 8. 4	R8. 3. 16	中央業務支援隊副隊長に関する業務	R8. 3. 16	R8. 4. 1	川崎市役所	地方公務	危機管理本部危機対策部担当課長	無	有
23	大嶋 善勝	58	航空自衛隊第5航空団司令 兼新田原基地司令	—	—	—	—	—	R8. 3. 23	R8. 6. 1	第一生命保険株式会社	保険業	顧問（囑託）	無	無
24	榎野 道彦	57	陸上自衛隊関東補給処総務部長	R7. 10. 15	陸上自衛隊関東補給処総務部長	R7. 10. 15	R8. 3. 23	部隊における総務全般の管理監督に関する事項	R8. 3. 23	R8. 4. 1	大阪府庁	地方公務	政策企画部危機管理室副理事	無	有
25	小杉 正博	59	海上自衛隊第1術科学校長	—	—	—	—	—	R8. 3. 23	R8. 6. 1	第一生命保険株式会社	保険業	顧問（囑託）	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 （注１）	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容（注１）			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無（注２）	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無（注３、４）	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
26	二見 光俊	57	陸上自衛隊需品学校副校長 兼企画室長	R7.9.2	陸上自衛隊需品学校副校長 兼企画室長	R7.9.2	R8.3.23	校長の補佐、代理及び校務の総括	R8.3.23	R8.4.1	千葉県庁	地方公務	災害・危機対策監（特定任期付職員）	無	有
27	松永 康則	58	陸上自衛隊第9師団長	—	—	—	—	—	R8.3.23	R8.6.1	第一生命保険株式会社	保険業	顧問（囑託）	無	無
28	早崎 和寿	58	陸上自衛隊北部方面総監部付（陸上自衛隊北部方面混成団第52普通科連隊長）	R8.2.12	陸上自衛隊北部方面総監部付	R8.2.12	R8.3.25	特に命ぜられた事項	R8.3.25	R8.4.1	新和産業株式会社	作業請負業等	事務職員	無	有
29	一宮 大介	58	陸上自衛隊幹部候補生学校総務部長	R7.9.30	陸上自衛隊幹部候補生学校総務部長	R7.9.30	R8.3.29	総務部の運営及び総括に関する事業	R8.3.29	R8.4.1	延岡市役所	地方公務	危機管理部副参事（副次長級）（特定任期付職員）	無	有
30	加藤 浩	57	陸上自衛隊航空学校（自衛隊栃木地方協力本部長）	R7.4.15	①自衛隊栃木地方協力本部長 ②陸上自衛隊航空学校	①R7.4.15 ②R7.8.1	①R7.7.31 ②R8.3.30	①自衛官の募集、再就職の援助及び部内外広報等に関わる業務を統括 ②航空科職種の問題認識の取りまとめや解決に関わる業務	R8.3.30	R8.4.1	広島県庁	地方公務	防災担当監	無	有
31	武智 千津子	59	自衛隊中央病院診療科第1内科部長	R7.11.10	自衛隊中央病院診療科第1内科部長	R7.11.10	R8.3.30	内科診療に関する業務	R8.3.30	R8.4.1	防衛省	国家公務	自衛隊中央病院保健管理センター長	無	無
32	玉崎 正史	57	航空自衛隊航空教育集团司令部教育部長 兼 教育集团司令部教育部事業推進室長	R7.10.9	航空自衛隊航空教育集团司令部教育部長 兼 教育集团司令部教育部事業推進室長	R7.10.9	R8.3.30	司令部教育部の監督指揮、整理に関する業務	R8.3.30	R8.4.1	島田市役所	地方公務	危機管理部長兼 危機管理監	無	有
33	溝渕 久男	56	陸上自衛隊教育訓練研究本部開発実験団本部評価科長	R7.10.1	陸上自衛隊教育訓練研究本部開発実験団本部評価科長	R7.10.1	R8.3.30	実用試験等評価に関する業務	R8.3.30	R8.4.1	防衛装備庁	国家公務	装備開発官（陸上装備担当）付	無	無
34	大田 啓	60	防衛装備庁長官官房装備開発官（航空装備担当）付新技術企画官 併 技術戦略部付	—	—	—	—	—	R8.3.31	R8.4.1	AL-GRID ENTERPRISE ARCHITECTS合同会社	経営コンサルタント業	代表社員	無	無
35	吉田 貴志	60	防衛装備庁長官官房総務官付情報システム管理室長	—	—	—	—	—	R8.3.31	R8.5.19	自営	コンサルティング業	—	無	無
36	飯島 達也	58	陸上自衛隊東部方面総監部付（陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊長）	R8.1.16	陸上自衛隊東部方面総監部付	R8.1.16	R8.4.9	特に命ぜられた事項	R8.4.9	R8.5.1	一般社団法人シーソック	中国遺棄化学兵器の発掘・回収・処理に係る業務	特殊専門家	無	有
37	黒瀧 隆志	58	陸上自衛隊東北方面総監部付（陸上自衛隊富士教導団特科教導隊長）	R7.11.20	①陸上自衛隊会計監査隊東北方面分遣隊長 ②陸上自衛隊東北方面総監部付	①R7.11.20 ②R8.3.23	①R8.3.22 ②R8.5.2	①会計監査隊東北方面分遣隊の指揮管理及び22個機関の会計監査業務 ②特に命ぜられた事項	R8.5.2	R8.5.3	株式会社フルタイムシステム	宅配ボックス、マンションインフラサービス、情報端末等の開発・製造・販売等	フルタイムシステム八戸センター長	無	有

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 （注１）	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容（注１）			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無（注２）	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無（注３、４）	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
38	梶 憲記	58	陸上自衛隊教育訓練研究本部付（自衛隊和歌山地方協力本部長）	R7. 10. 30	①陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部統率教育室教官 ②陸上自衛隊教育訓練研究本部付	①R7. 10. 30 ②R8. 3. 16	①R8. 3. 15 ②R8. 5. 3	①幹部高級課程学生等への教育・指導 ②特に命ぜられた事項	R8. 5. 3	R8. 5. 4	旭精機工業株式会社	精密金属加工等	参事	無	有
39	塚本 洋邦	58	陸上自衛隊富士学校付（陸上自衛隊第4師団第40普通科連隊長）	R8. 1. 26	①陸上自衛隊富士学校直轄研究員 ②陸上自衛隊富士学校付	①R8. 1. 26 ②R8. 3. 16	①R8. 3. 15 ②R8. 5. 18	①教育、調査研究及び教訓業務 ②特に命ぜられた事項	R8. 5. 18	R8. 6. 1	ジャトコ株式会社	自動車部品製造販売業等	B C M事務局・地震対策・大規模火災対策担当	無	有
40	渡邊 孝太郎	58	陸上自衛隊教育訓練研究本部付（陸上自衛隊第11旅団第18普通科連隊長）	R8. 3. 12	陸上自衛隊教育訓練研究本部付	R8. 3. 12	R8. 5. 25	特に命ぜられた事項	R8. 5. 25	R8. 5. 26	学校法人学習院	教育・研究	用務員（嘱託）	無	有
41	山内 和也	58	陸上自衛隊東北方面総監部付（陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊長）	R7. 11. 10	①陸上自衛隊第6師団司令部監察官 ②陸上自衛隊東北方面総監部付	①R7. 11. 10 ②R8. 3. 23	①R8. 3. 22 ②R8. 6. 24	①師団隷下部隊の監察に関する事項 ②特に命ぜられた事項	R8. 6. 24	R8. 6. 25	一般財団法人防衛弘済会	自衛隊員に対する物資及びサービスの提供等	東北支部次長兼 東北担当物資販売事業課長	無	有

（注１）離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。
①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日
該当する日がなかった場合（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号）の施行日（平成30年１月１日）前に離職前の求職開始日があった場合を含む。）には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「－」と記載している。

（注２）「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の３第２項第５号の規定に基づく承認をいう。

（注３）「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第１項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注４）「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第２項において準用する国家公務員法第18条の５第１項及び第18条の６（同項に係る部分に限る。）の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 （略）

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。